

# 部落解放と反差別国際運動

友 永 健 三

## 反差別国際運動（IMADR）の結成

### 1 部落解放と反差別国際運動

最初に、今日、皆さんにお話します柱をあらかじめ申し上げておきます。まず、反差別国際運動が昨年の一月に結成されたのですが、それがどういう内容なのか、どういう歴史の流れの中で結成されてきたのか、また何をこの一年間やってきたかについて話していきたいと思えます。二番目には、反差別国際運動がどういう考え方に依拠して活動をしようとしているのか、とくに国際的な人権の流れ、差別撤廃の考え方、民間団体の役割というものについて話したいと思えます。そして、最後に世界の人権状況が今どのような状態であり、反差別国際運動にかけられている使命について話したいと思えます。

まず、反差別国際運動の結成についてですが、反差別国際運動は昨年の一二月二五日に東京の六本木の松本治一郎記念会館において結成されました。英語名は THE INTERNATIONAL MOVEMENT AGAINST ALL FORMS OF DISCRIMINATION AND RACISM、略称は『IMADR』（イマドール）と呼んでいます。この反差別国際運動にどのような人が入っているかというと、理事長は部落解放同盟の上杉委員長。そして、副理事長には世界の子どもと女性の人権問題に取り組んでこられているベルギーの法律家のミリラム・シュライバー女史。理事には宗教と差別の問題を研究されているアメリカのニュージャーシー・ウイリアム・パターソン大学教授のリム・スーナン氏。英語の部落問題の本を出されたアリゾナ大学教授のロジャー・ヨシノ氏。フランスで一切の差別に反対す

る運動団体である『MRAP（ムラップ）』の当時事務局長であったアルベル・レビイ氏。西ドイツでユダヤ人に対する差別をはじめジプシー（これには差別的な意味あいがある）でロマとかスインティイと呼んでいる）の人達の差別撤廃運動をやっているドイツ・スインティイ・ロマ中央委員会のロマニー・ローゼ委員長。アパルトヘイトと長年にわたり闘っているアフリカ民族会議（ANC）のフレッデー・ドラミニ宣伝部長。このように、見ていきますとおわかりのように実は日本だけではなしに、他の国において差別の問題に関心をもって闘ってこられた方も役員になっておられるのです。それからこの日本から、あるいは日本におられる方が役員になっておられまして、部落解放同盟中央本部の小森書記長。アイヌ民族の問題と闘っているウタリ協会の野村理事長。女性差別の問題を追求してこられた参議院議員の久保田真苗氏。全国障害者解放運動連絡会議の西岡事務局長。部落解放研究所の村越理事長。民族差別と闘う連絡協議会の李仁夏代表。以上の方々が理事になられています。また、幹事には部落解放同盟中央本部の上田副委員長。龍谷大学の国際法の先生である金東勲氏が、そして事務局長には部落解放研究所の村越理事長がなっております。このように見ていただきますと、反差別国際運動が国際的な広がりをもって一切の差別の撤廃に向か

って結成されたということが、この役員構成の中からも読み取っていただけると思います。

### 全国水平社創立以来の歴史的伝統

そこで、この反差別国際運動は決して突然できたものではないということを次に強調したいと思うのです。いつから反差別国際運動の考え方が生まれてきたのかという歴史をたどってみますと、私は水平社宣言にその歴史的な淵源があると言っていると思います。皆さんも水平社宣言をお読みになったことがあると思います。この一番最後の結びの言葉は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」です。つまり、部落差別の痛み・苦しみ、これを踏まえて部落解放を通じて一切の差別を撤廃していこうという考え方が水平社宣言の基本的な精神であったと思うのです。あるいは、水平社宣言が採択された創立大会において綱領が採択されています。この綱領の中には「我々は人間性の原理に覚醒して人類の完成に向かって突進する」という内容が含まれていることもご存じだと思います。反差別国際運動は、水平社宣言や綱領でうたわれた考え方を組織として結実させたと言っているのではないかと私は思います。

広島の世界人権宣言の実現を求める実行委員会の今堀委

員長が本講座に寄せられたご挨拶で非常に重要なことを指摘してくださいと紹介させていただけます。「一九二二年の全国水平社創立大会において未解放部落の人々は差別が人間の尊厳を荒廃させることを訴え人間を尊敬することによって自らを解放せんと高々に宣言しました。それは世界人権宣言に先立ち、日本の、さらにはアジアの人権宣言として世界の人権の歴史の上に光り輝くものです」という評価をされております。私はまさにその通りだと思います。世界人権宣言より以前に水平社宣言というものが採択され、その中で一切の差別をなくし全ての人びとの人権を確立して行こうということを訴えてきたことは大変な歴史的意義があると思います。ただそれは基本的精神を明らかにしただけであって、残念ながら組織としてそういう運動団体を作るといふ所までは一気には行かなかったのです。そのためには六〇有余年の運動の積み上げが必要だったのです。そこでこの水平社宣言が採択されてから以降、具体的に反差別国際連帯活動がどのように展開されたか典型的な事例を若干紹介したいと思います。

その一つは、日本と最も近い朝鮮半島においての白丁（ペクチョン）と呼ばれている人々に対する差別との闘いとの連帯です。この白丁にたいする差別は日本における部落差別と同じような歴史的経過をたどっているわけで

す。ところが、このような実態だけではなく運動にも似通ったところがあります。といたしますのは、全国水平社が創立された一年後の一九二三年には衡平社（ヒョンピョンサ）と呼ばれる組織が結成されたのです。この水平社と衡平社とは連帯をしています。例えば、大会に代表団を送ってメッセージを送ったりして連帯を積み上げているのです。あるいは、一九三三年に全国水平社はドイツ人のユダヤ人迫害についての抗議文を日本のドイツ大使館に提出しています。ウィーン大学のマーチン・カネコ氏は「ドイツ大使館にユダヤ人迫害の抗議行動を取った組織は水平社以外に私は知らない」と言っておられます。このようなことが、戦前の水平社の運動の歴史の中にあつたのです。

次に戦後の事例を紹介します。戦後の前半期において反差別国際運動の中心的役割を果たしたのは、故松本治一郎委員長です。松本委員長は実に広範な国際連帯活動をされており。例えば、インドに行き差別されている人びとと直接交流をしています。また、オーストラリアに行きアボリジニーとよばれる先住民と交流をしています。そして、一九五六年にユダヤ人をはじめあらゆる人種差別に反対する世界大会がパリで開催されました。松本委員長はそれによって日本代表として出席し連帯の挨拶をされています。このように見ていきますと、インド・オーストラリア・フラ

ンスといった所で差別反対の連帯活動が行われていたのです。

こういった伝統を受け継いで部落解放同盟として組織的に差別別国際連帯活動が始まったのは一九七〇年代の後半からです。一九七七年の一月に国連の前人権部長であったマルク・シュライバー氏をお呼びして国際人権講演会を開催しました。そして一九八〇年には海外から四名のゲストをお呼びして国際人権シンポジウムを大阪と東京で開催しました。恐らく海外から四名もの人々を招いて部落問題をふまえた人権シンポジウムが行われたのは、この一九八〇年が日本の歴史上最初ではないかと思えます。そして水戸平社創立六〇周年を記念して一九八二年には第一回反差別国際会議を大阪・福岡・東京で開催しております。この時には海外において直接差別を受け、その差別と闘っている方をお呼びしました。一九八三年になりますと海外から日本にお呼びするだけではなく、部落解放同盟や部落解放研究所が国連をはじめ世界各国に代表団を送り交流を始めます。一九八三年八月にはスイスのジュネーブで行われた第二回人種差別と闘う世界会議に小森書記長を団長とする代表団が参加しました。また、この年、日本国内では世界人権宣言三五周年を記念し、全国各地で世界人権宣言の精神を広めていき、具体化を図っているということと実

行委員会を結成しました。一九八五年には上杉委員長を団長とした代表団が国連の人権小委員会、ナイロビで開かれた第四回世界宗教者平和会議に参加しました。一九八六年にはデズモンド・ツツ主教を招いた講演会を開催しました。現在、南アフリカのアパルトヘイトが大きな問題になってきておりますが、部落解放運動として大規模にアパルトヘイトの問題を取り上げ始めたのはこのツツ氏を招いての講演会からです。同年の人権週間にはアメリカから大統領予備選挙に出られたジャクソン氏をお呼びして講演会をやっております。このような永年にわたる国際連帯活動をふまえて反差別国際運動が結成されたということがわかっていただけたと思えます。

### 結成後の活発な取り組み

次に結成して一年有余経過したのですが、この間反差別国際運動が何をやってきたのかというに移ります。まず第一にはアパルトヘイトに反対する取り組みを積み上げてきたということです。例えば南アフリカでアパルトヘイト反対に立ち上がった人々が虐殺された一九六〇年三月二一日にちなんで国連が定めた人種差別撤廃デーの三月二一日を中心に昨年、今年と世界から一切の人種差別を撤廃す

るための国際連帯の集会を開催してきております。特に昨年の集会では成果があがっています。大手のスーパードーヨーカ堂がアパルトヘイトのひどい差別性を認識されて南アフリカ製のフルーツの缶詰を売らないことを決めたのです。これが他のスーパードーにも広がっていきました。そういう点ではささやかなことですが、反差別国際運動が主催した集会が一つの影響を与えアパルトヘイト反対運動の盛り上がり役に立ったということが言えるのではないかと思います。

二番目には、『いのち・愛・人権Ⅱ展』の開催です。この二回目の『いのち・愛・人権展』では世界の差別を訴えようということとアパルトヘイトの問題やアジアにおける人権問題を写真、パネルにして多くの人達に訴えたわけです。

三番目には、昨年一二月の人権週間での第二回反差別国際会議の開催です。この会議の場合にも世界各地で直接差別を受けてその差別と闘っている代表を六名ゲストとしてお招きして、全国八カ所で開催をやってわけです。続いて反差別国際運動は国連との協議資格をもった団体(NGO)としてふさわしいかどうかを審査するNGO委員会に昨年の五月に書類を提出し、今年一月にニューヨークの国連本部で反差別国際運動に国連と協議資格がある民間団体として認めるかどうかの審査が行なわれたのです。その結果

は、「再来年の一月に開かれるNGO委員会で審議をしよう」という継続審議になったのです。何故そうなったのかと言いますと「反差別国際運動は創立されて一年しか経っていないではないか」ということが一番大きなネックになったのです。創立されて一年で認められた人権団体はほとんどないのです。活動実績がそれ程ないわけですからはたしてどのような団体であるかがよくわからないからだということでした。しかしニューヨークに行き、NGO委員の人びとに会い、反差別国際運動について説明をしますと非常に好意的でした。ただ、全解連の人達が反差別国際運動の国連NGOになることに反対し、代表団を派遣して反差別国際運動を国連NGOにしないでくれという活動をやったのです。このことに対しての評価は、「日本から高いお金と貴重な時間を使って反対だけのためにやってくる団体とはいったいどういう団体なのだ」と、あきれおられたということとです。いずれにしても、今後の課題として国連との協議資格を持ち、更に大きな役割を果たしていかなければならないということが反差別国際運動の到達点ではないかと思っております。

さらに、フランス人権宣言二〇〇年を記念して、八月二八日に、フランスのパリで反差別国際運動の第二回理事会を開催し、アパルトヘイト廃絶にむけた取り組みを強めるこ

と、アジアにおけるマイノリティの人権を守る取り組みを強めること、人種差別撤廃条約を重視していくこと等が決定されました。また、この理事会では、第二回総会を一九九〇年三月に、タイで開催することも決定されました。さらに、あくる二九日には、パリにあるユネスコの本部で「ヨーロッパとアジアの人権」をテーマにしたフランス人権宣言二〇〇周年記念集会在が開催されました。

## 第二次世界戦争以降の

### 世界的な人権擁護の流れ

続いて二番目のテーマである反差別国際運動がどういう考え方に基づいて活動しようとしているかについて話を移していきたいと思えます。その一つは世界人権宣言であり、人種差別撤廃条約に代表される差別撤廃についての考え方です。一九四八年一月一〇日に採択された世界人権宣言が歴史史上どのような重要な役割をもっているかについて二つだけ申し上げておきます。

一つは全ての人を対象にしたということです。例えば、フランス人権宣言も歴史に残る宣言ですが、やはりフランスという領域に限られていたのです。アメリカ独立宣言も日本国憲法もわかりです。しかし、世界人権宣言は「全世界

ん。そこで、国連は国連総会で、ある年を、ある問題を世界的に考える年にしようということで国際年を決めるわけです。日本においてこの国際年がマスコミ等に取り上げられるようになったのは一九七五年の国際婦人以降です。これ以降、国際児童年・国際障害者年ということでもいろいろな取り組みが行われたのです。

ちなみに、国連は来年の国際年を国際識字年と決めています。今日一五歳以上の人達の中で四人に一人が読み書きができないといった状態が世界にあるわけです。そして、それがアジアに集中しています。今日のような情報化または自動化社会において読み書きができないことは生きる権利を奪うことにもなりかねないのです。例えば、列車の切符一枚買うにしても今はほとんどが自動販売機になっています。もしも、読み書きができない人の立場に立って考えてみますと、自分がこれから行くところの駅がどこに書いてあり、いくら運賃なのか分からないのです。このように読み書きができないことはまさしく人権問題なのです。そこで国連は来年を識字年としたのです。今までの国際年の経緯を振り返ってみると非常に大きな役割を果たしてきたと私は評価していると思います。ただ、国際年は一年限りです。深刻な差別問題や人権侵害の問題は決して一年では解決しません。そこで、国連は差別撤廃のための一

界において全ての人の人権を守ろう」ということをはっきりと言いつつ切った初めての国際文書です。これが非常に重要な意味を持っていると私は思います。もう一つは、世界人権宣言が差別をなくして人権を守ることが本当の平和というものを作ることにつながるということを明らかにした文書であるということだと私は思うのです。この二つの考え方をふまえて反差別国際運動は活動をして行こうと考えているわけです。ただ、世界人権宣言というものは「宣言」という言葉に示されるように言いつ放しであるという限界があります。また、非常に簡潔な文章なので細かな規定ができていないという限界もあります。そこで、われわれが調べた限りでも今日国連が作った人権関係条約は二一ありです。ところが日本は、このうち七つの条約にしか入っていないのです。いずれにしても、世界中から差別をなくするための条約を作り、その条約の考え方が守られるようにしようという考え方を積み上げてきているのです。そこで、反差別国際運動としてはこれらの条約を活用して行こうという考え方を持っています。ただ「知らない人権は守られない」わけです。これが人権だということをわれわれがしっかりと認識していないと、人権が奪われたところで奪われたことすらわからないのです。ですから、人権は人々に知られ、それを守るための努力が伴われなければなりません

○カ年計画を作る考えを打ち出してきました。こういう国際年に連帯していき、一〇カ年計画の考えを広めていくことも反差別国際運動の活動の柱にすえていることです。

次に地域的人権保障についてお話しします。これから日本においてもこれが大きな問題になってきますし、反差別国際運動の一つの重要な課題になってきますので皆さんに紹介したいと思えます。例えば、国際人権規約の中に選択議定書というものがあります。国内で国際人権規約が守られていない場合には、個人であっても直接、規約人権委員会に訴えることができることを定めた条約です。この規約人権委員会は通常スイスのジュネーブで行われています。何故、ジュネーブでやるかといいますが国連の人権関係のセンターがそこにあるからです。だから人権問題で国連に訴えたい場合にはジュネーブに行く必要があるのです。ところが、日本から考えますとお金も時間も多かりますし言葉の問題もあります。差別とか人権侵害の問題は経済的にもいろいろな面においても困難な状態に置かれている人たちが差別や人権侵害を受けることが多いのに、多くのお金や時間をかけて言葉の問題まで克服してジュネーブまで行かねばならないというのでは矛盾しています。そこで国連の人権擁護活動を地域において補うために地域的人権保障が発展してきているわけです。これが最も発展している

のがヨーロッパです。ヨーロッパは一九五〇年にヨーロッパ人権条約ができています。そしてこの条約が守られるために委員会までできていて、委員会でも処理できない場合にはヨーロッパ人権裁判所という法廷もあるのです。米州にも同様のものがありますし、裁判所はないもののアフリカにも人権憲章と人権委員会があります。アラブにもその動きはあります。しかし、アジアあるいはオーストラリアとニュージーランドもいれますとアジア・大洋州といいますが、この地域には人権条約というものはありません、委員会や裁判所もありません。そういった点では「アジア・大洋州において人権情報センターを作っていくというではないか、そして条約が必要だという世論形成をして行こう」ということが反差別国際運動の今後の重点的な課題として出てきているのです。

### 差別撤廃の国際的原則

次に差別撤廃の国際的原則という所に話を移していききたいと思います。私なりに人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約をよく調べていきますと差別撤廃の重要性がいろんな角度から強調されていると言えます。例えばそのひとつに、差別撤廃は人権の基礎にすえられなければならないもので

れてきたのか。これもユネスコの研究が説明しています。それは後天的なものなのです。黒人がもともと劣っているのではなく、黒人の生いたち・生まれてきた過程・育ってきた地域や社会、これらが作り出した差別の結果なのです。差別の結果が現象的に差を生み出していくのです。このことを明確にしておかないと差別の問題は正しく理解できないということを示明らかにしているのです。これも差別撤廃を考えていく上において非常に重要な命題だと思います。それから第三の命題は世界人権宣言が明らかにした点ですが「差別というものを放置した世界は安定しないし、平和を脅かす」ということです。次に第四の命題は「差別とは、差別されている人だけでなく差別している人の人権・人間性をも損なっていく」ということです。例えば、人種差別撤廃条約の前に国連で採択された人種差別撤廃宣言の中でそれをはっきりと書いています。差別は差別されている人達を苦しめるためにあるのではないのです。実は差別している人の権利を奪い、そのような状態を維持するために差別が維持されているのです。この点は部落解放運動も明らかにしてきたことです。これらのことが長年にわたる国際社会が差別という問題について考え到達した結論です。では、どのようにして差別をなくしていくこうとしているのかということに話を移していきます。それを私は差別撤

あるという考え方があります。何故かと言いますと、人権とは人であるからこそ認める権利であるというのですから、人権という言葉は本来的に差別撤廃というものを前提にしなければ成り立たないのです。だから特定の人にしか認めない権利というのは人権ではなく特権なのです。こうしたことから明らかにように「差別撤廃は人権の基礎にすえられなければならないのだ」と、これが第一の命題です。

第二の命題は、ユネスコが力を入れて研究した成果として発表したことなのですが「人種間の差別の問題はいかなる意味においても合理化することはできない全く非科学的で非道徳的なものである」ということです。例えば、白人と黒人という二つの人種があります。これまで、社会的には黒人が劣っていると言われてきました。そして、それを証明するような書物も出版されてきたのです。しかし、世界の最も優れた様々な分野の研究者がユネスコの依頼を受けていろんな調査をしました。そうして到達した結論が「われわれ一人ひとりの人間は顔形・性格が違う。この一人ひとりの人間の違いと白人と黒人との違いを比べると一人ひとりの人間の違いの方が大きい違いがある」ということでした。だから、差別はいろいろな装いをもって合理化されてきますが、これは科学的には合理化できないということなのです。なのに何故、黒人が劣っているという考え方が生ま

廢の四原則ということで最近紹介しております。その一つは「差別は法律で禁止しなければならない」ということです。なぜならナチスによるユダヤ人の大量虐殺をみても明らかのように、差別は犯罪だからです。差別は犯罪として、これを法律で禁止しなければいけないのです。しかし、日本の問題は差別が法律で明確に禁止されていないということなのです。だから例えば、自分の子どもが人の物を盗んで戻ってきた場合、たいていの親が子どもを叱りつけ人のものを盗んではいけないということを真剣に教えるのです。ところが、自分の子どもが人を差別して帰ってきた場合、物を盗んだときと同じように叱りつける親は日本では残念ながら少ないのです。というのは、日本では物を盗んだ場合、法律で処罰されるのです。ところが、差別は物を盗むことと比べると勝るとも劣らない犯罪なのに野放しになっているのです。その結果がどういふ問題を生み出しているかという点、例えば差別した人に対して部落解放同盟が糾弾会をしたとします。その糾弾に対する評価は「あそこまでしなくてもいいのに」というものが少なくないのです。差別した者の方が同情され、差別を受けそれを追及した者の方が社会的に批判されるのです。物を盗んだ人が逮捕されたとしてその人を社会が同情するかというところ、物

のです。しかし、こと差別問題ということになると逆転現象が起こるのです。このように考えていきますと「差別は犯罪なのだから法律でもって禁止しなければいけない」という考え方を日本の社会に定着させることが部落差別をなくしていく上においても重要な一歩だと思えます。

しかし「差別を法律で禁止すれば差別はすぐになくなる」というものではありません。なぜならば、それぞれの差別には、差別によって仕事や教育をうばわれ劣悪な環境に住むことを余儀なくされた長い歴史があるからです。このような劣悪な実態に対しては悪質な差別行為を法律で禁止したとしても効果はないのです。そこで、二番目の原則としては「特別の積極的な施策をしてその実態を改善していく」という考え方です。これを今、最も熱心にやっているのがアメリカとインドです。アメリカの考え方は「差別をなくす決め手は差別を受けている人達に仕事を保障することだ。仕事さえ保障すれば自分の力で家を建て、子どもに高い教育を受けさせることもできる」というものです。これは「同対審」答申が指摘している考え方と同じです。そこでアメリカは日本以上に就職差別を禁止し積極的な採用に力を入れています。例えば、黒人に対する例を考えると、アメリカには今、人口の一〇―一三%の黒人がいます。そこで企業は人を採用するに当って黒人を一〇―

一三%採らねばならないのです。ところが、日本ではそこまでやっている企業はありません。ですから、日本の企業が貿易摩擦を緩和するためにアメリカに工場を作っていますが差別だということも多く、企業が訴えられています。三番目は「差別意識の問題については教育・啓発をしなければ自然になくなるものではない」ということです。このような考え方は人種差別撤廃条約の中にもみられます。昨年NHKでアメリカにおける差別をなくする教育が具体的にどう行われているかの紹介で『青い目茶色い目』という番組を報道しました。こういう事例を見てもわかるようにいろいろやられています。

そして、四番目に最も日本人に欠けていて、これから身につけなければならないことなのですが「共に生きる」という考え方を身につけていくべきだ」ということです。よく日本は単一民族国家だという人が多いのですがこの考え方は歴史的にいつても現状からいっても間違っています。例えばいろんな人が書いていますが『日本人はどこから来たのか』という本があります。その本では日本人は南方や北方から来てミックスしてできあがったというのです。だから日本人は一人ひとり見ていくといろんな顔・形があるのです。何故こんなに違うのかというと日本人というものがその成り立ちからして多民族国家だからです。そして現状

においてもそうなのです。日本列島には、北海道を中心に五万人のアイヌ民族、帰化した人もいれると今日、日本には一〇〇万人を突破するのではないかといわれる在日韓国・朝鮮人、また一〇万人を超す東南アジア等からの出稼ぎ労働者がいます。ところが何故、日本は単一民族国家だという考え方が多いのかというと、それは徳川幕府がやった鎖国が一つの大きな理由であると思えます。もう一つは明治以降の日本の政治に原因があると思うのです。特に日本が朝鮮を植民地支配した時の方法に顕著に現れています。どういうことをしたかという点、日本語の使用を強制したり、神社を建ててそれにお参りさせたり日本人のような名前に変えさせたりして異なって生きることを認めなかったのです。それが単一民族国家という考え方を生み出してしまったのです。しかし、二一世紀に向かい、これまで日本がやってきたことを世界に押しつけることができるかという点できません。大切なことは、風習や言葉や文化が異なるからといって差別したり排除したりするのではなく共に生きていくということなのです。

差別別国際運動はこのような考えを踏まえて活動をしていくことを考えています。

### 民間団体（NGO）の重要な役割

続いて民間団体の重要な役割の問題に触れておきたいと思えます。毎年一月から三月にかけて六週間、国連人権委員会が開かれます。これは国連の人権に関する最も権威ある会議でして、この会議に出ると今、世界でどのような人権問題があるかがわかるのです。それから八月に四週間、人権小委員会が開催されています。これまで部落解放同盟とか部落解放研究所の代表団が過去何回もこれらの委員会に参加しています。私自身も過去四回この人権小委員会に参加し最も驚いたのは民間団体でも会議場に入れて決議権はないものの一〇分間の発言が認められることです。何故そんなことをしているのかということ、国連の人権関係の方に聞いてみますと、世界を見回した時、あるいは過去の歴史を振り返って見た時に、差別や人権侵害の責任者が誰であるか調べてみるとそれが政府である場合が少なくないのです。いずれの国の政府の報告書なり政府代表の発言を聞いてみても、その国に深刻な人権問題や差別があるということがわかっていくにもかかわらず、わが国には問題はないと報告しようとするのが少なくないのです。そこで政府ではない民間団体からも意見を聞こうということに

なっているわけですが。これが NGO (NON GOVERNMENTAL ORGANIZATION) と言われるものであります。ただ民間団体は世界に無数にあるので基準を設け、国連の NGO 委員会がまとめた民間団体には会議の案内状が送られて来るのです。今日、国連との協議資格をもって民間団体は世界におよそ八五〇あります。ところが日本に本部をもっている民間団体は五つしかないのです。今、世界に一七〇を超す国がありますが、日本の国民総生産は世界の一五〇を占めており国連に支払っている分担金は一三〇です。しかし、民間団体の人権についての貢献度は五団体しかないのです。しかもその五団体をよく調べてみますと平和を中心にした団体と発展途上国の開発に協力する団体であり、人権問題を取り上げて行こうという団体はゼロなのです。その点では反差別国際運動にかけられている期待がどれ程大きいかはわかっていただけだと思います。

### 今、世界の人権状況は？

最後に今世界の人権状況がどうであって、今後の課題が何かということをお話して終わっていききたいと思います。一九八七年の二月一〇日の人権の日に国連の事務総長が発表したメッセージに今日の人権状況についてふれられた

部分があり、次のようにのべておられます。「世界全体と

してはいぜんとして人権の侵害が頻発し、ときにそれは大規模なものである。抑圧・拷問・信念やイデオロギーを理由とする個人ないしグループの迫害は、今なお世界各地で生じている。即決の処刑も行われている。人種差別は横行し、世界のある重要な地域ではアパルトヘイト(人種隔離政策)として制度化されている。人権の大きな破壊要因である貧困もいまだなくならない。武力紛争は世界各地で人権を阻害している。基本的自由の否定が天災かなにかのように扱われるような世界的風潮が、いまだに広がる危険がある」

皆さんの中には、何故こんなに深刻な受けとめ方をしたのかと思われるかもしれません。そこで南アフリカのアパルトヘイトを思いおこして下さい。このアパルトヘイトがなぜ最もひどい差別として批判されているのかという法律制度的に差別しているからです。どんなことをやっているのかというとツツ氏の緊急講演会の際にお聞きしたのですが、もともと南アフリカに住んでいた人口の七三〇を占める人達に肌の色が黒いというだけで選挙権を与えないということなのです。ところが、南アフリカには国会・内閣・法律があるのです。誰が国会を形成しているのかというと白人を中心とした黒人以外の人達なのです。そして、どんな法律を作っているかという黒人に住むところを決め

てしまっているのです。まさに江戸時代の部落差別と同じものです。またその住むところと決められた所が作物は実らないし資源も何もない所なのです。ですから食べていくために出稼ぎ労働者となり、白人の多く住む所で安い賃金と悪い労働条件で働かされているのです。法律によって人種別隔離をし差別をする。だからこれほどひどい差別はないわけです。国連はいろんな働きかけをしてやめるように言っているわけですが、南アフリカ共和国政府はやめようとはしないのです。やめないどころか、辛うじて残っていた民主的な労働団体の活動すら禁止したのです。

次にアジアではタイとマレーシアの間で七年間で二万人もの子どもが三〇万〜四〇万円で密輸されているということが明らかになっています。子どもたちは学校にも行かされず農業労働者として、またサービスマンで働かされているのです。そして最もこの問題で大きく取り上げられたのは、買われた子どもたちの臓器が臓器移植に使われているということなのです。

次にアメリカの例を見てみますと、一九八二年には黒人差別を公然と標榜する団体がワシントンで集会・デモをくりひろげ、暴動まで起こった事件があります。また、昨年アメリカは大統領選挙があり、その予備選挙にジャクソンという方が民主党の大統領候補として立候補されました。

初めはあまりたいしたことではないのではないかと思われていたのですが、実はひょっとするとアメリカの民主党始まって以来、初の黒人大統領候補が誕生するかもしれないというところまでいったのです。その時にこのジャクソン氏暗殺計画の記事が報道されたのです。ということは、アメリカ民主党の大統領候補者に黒人がなるかもしれないという所まで黒人の地位は高まっています。しかし、絶対にそれは許さない、殺してでも阻止するという勢力もあるのです。

同じことがフランスでも言えます。一九八〇年にはフランスのパリの近郊で発見された墓石にハイルヒトラーと鍵十字、そして FN とスプリーで落書きが書かれていました。これはフランスにある極右政党団であるフロンナショナルという党の行為です。しかし、これは落書きだけでした。ところが、反差別国際運動結成総会で MRAP のムルド・アウニット国際部長の話された内容は非常に重要なことを言われております。要約して言いますと、今、フランスは景気が悪く失業者は増えている。ところが社会保障の費用は高い。犯罪も多くなっている。つまりフランスは困っているのです。ところが、そのフランスの困っている状態は全て移民労働者のためにそうなっているのだというように、フランスが抱えている困難を全て移民労働者のせいにして不満をそらそうとしているのです。さらに、ムル

ド・アウニット氏は「侮辱的な言葉だけでなく人種差別的な犯罪も増えています。一九八〇年に入ってすでに一〇三人も人種差別行為によって殺されているのです」とも言われています。一九八〇年の段階ではわれわれがもらった資料は落書きであったのですが、この八年間に一〇三人も実際に殺されているのです。

そこで、日本はどうかという問題に移りたいと思います。日本ではアメリカのように人種差別をする団体が公然と集会をしてデモをしたり、フランスのように直接殺されたということはありません。ただ日本でも差別貼り紙やこの会場の周りで行われている右翼の行動を見ていきますと、日本でもわれわれが努力を怠ったり、経済情勢が急激に悪化すれば、例えばアメリカやフランスで起こっているような状態が生じてくる危険性は非常に大きいと思うのです。そういうことも念頭におきつつ今後の方向を考えていかねばならないところにきていると思うのです。

### 今後の課題

そこで、今後の課題は何かということですが、私はこの反差別国際運動の重点課題として三点のことを考えています。一つはアパルトヘイトに反対して本格的に取り組む必

要があると思います。このアパルトヘイトの問題を考える

時に、日本と南アフリカ共和国は大変離れています。経済関係は今や日本が世界で一番深い関わりをもってしまつたということをお忘れれば自覚しなければならぬと思うのです。つい最近までアメリカが南アフリカと経済関係を一番深く持っていたのですが、そのアメリカにおいてアパルトヘイト反対の運動が大きく盛り上がり、南アフリカ政府がアパルトヘイトをやめぬのならアメリカ系の企業は撤退すべきだ、そして貿易を減らすべきだという法律を通じたのです。実際にコダックというフィルムの会社やモビルという石油会社は南アフリカから撤退したのです。ところがその間隙をぬって世界一におどりでたのが日本なのです。そこで、「なるほど日本は金儲けは上手かもしれないが人権はどうなっているのだ」という批判が出てきているのです。これに対してわれわれがどう答えていくかは重要な問題です。

二番目にアジアでは残念ながら先程言いましたように地域的な人権条約というものがありません。またこの条約を守るための委員会もできていないのです。残念ながらこれらを一挙に作ることは大変難しいのでアジア人権情報センターあるいはアジア・大洋州人権情報センターを作る必要があるということはいずれも一致しています。実はこの件に関し

てはスリランカが一番熱心だったので。ところが今、ス

リランカはタミール系とシンハリ系の人達の対立が激化していてそれどころではなくなってしまう。次に熱心であったのはアキノ大統領でしたがフィリピンは今大変な人権状態となっています。だから消去法でいきますと日本しか残っていないのではないかとされています。しかし、もしも日本政府がアジア人権情報センターを作ろうということでのりだした場合どうなるかという猛反発を受けるということですが、なぜならば日本はアジアの国から信頼されていないからです。「日本はかつて戦争でアジアを苦しめた。その次には経済侵略をして苦しめている。今後は人権で苦しめるのか」という見解が出てしまうのです。残念ながら政府は前に出れないのです。そこで残っているのは地方自治体か民間団体でアジア人権情報センターができるようにしていく必要があるのではないかと言われています。その民間団体の一員として反差別国際運動にかけられている期待は大きいということです。

三番目の課題は日本を人種差別撤廃条約の締結国とすることです。この条約は国連が作った人権条約の中でも一番批准国の多い条約で、今日一二七もの国が入っています。だからこの条約に入らずして国際国家日本とか国際社会に貢献する日本とは言えないのです。私はこの条約に日本が

入ることは国際化の第一歩だと思ふのです。それからこの条約に入るもう一つ重要な意味があるのです。それはこの条約の仲間入りをしますと、この条約の考え方を日本の国の中で守らねばならないということです。たとえば部落解放基本法やアイヌ民族に関する法律や在日韓国人・朝鮮人の人権を守る法律を作らねばならぬのです。そういう国際的な意義と国内的な意義とがあるということです。

### 二一世紀にむけた日本に

#### 求められているもの

二一世紀に向けた日本に求められていることを申し上げて終わっていきたく思います。まず日本は世界との関係を抜きにやっていけない国であるということです。今、『アメリカ・ソビエト・中国・日本』と言われるような国はいずれも世界で大きな役割をはたしています。しかし、日本にはアメリカ・ソビエト・中国と比べて決定的に違う点があるのです。それは日本は世界から孤立してはやっていけないということです。例えば、アメリカ・ソビエト・中国は世界から孤立してもやっていけるのです。なぜならば国内に資源があるからです。ところが日本には資源がな

いのです。だから日本は世界の国と仲良くやっていかねばならないのです。われわれはこのことをしっかり考えねばだめだと思います。

二つ目は日本に対して貿易黒字国だが人権赤字国との批判があるということです。一九八六年一二月、中曽根首相の差別発言に抗議することもあってジャクソン氏がわれわれの招待で日本に来られました。そして、東京・大阪で講演をし、その中でこう言われたのです。「日本政府が日本に存在する部落民、アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人をどのように取り扱うかがこの国自身の文明化の本質を示す指標です。今、われわれは力を合わせて戦争の惨禍の中から世界に名だたる経済大国へと成長したこの日本を、さらに新しい日本へと作り変えなければなりません。この新しい日本とは、ただ単に貿易における黒字を追求するというのではなく、人権の面において黒字国とならなければならぬと思います」と。ところがそれから二年経った昨年の一二月六日の世界人権宣言四〇周年の記念すべき時期に開かれた国連総会において、一三カ国もの賛成を得て日本が国連総会の場で名指しの非難をされたのです。何故日本が非難されたのかというと、アパルトヘイトをやっている南アフリカに対して経済制裁をやるべきだと国連が決めているにもかかわらず、日本が世界一貿易をやっているのはお

かしいではないかと非難されたわけです。今から三年前には中曽根首相の発言でアメリカから抗議を受けました。ところが、それから二年経った昨年の一二月には一二三の国から国連総会の場で日本全体が非難をされたのです。私は日本が、今、根本的に反省をしなければ国際的な孤立化は免れないと思います。差別撤廃と人権確立を求めた世界の流れに合流することは二一世紀を目前にした日本にとって決定的に重要な問題であるのです。これらの課題を達成するには政府はもとより企業や民間団体、さらには市民の一人ひとりの努力が決定的に重要であるということを経後に指摘させていただきました。

部落解放運動も第三期の運動ということで新しい運動を追求しようとしています。そのポイントは何かと言いますと差別撤廃と人権確立ということが世界の流れになってきているということです。部落問題に取り組んでおられる企業や行政、労働組合や宗教関係者は二一世紀に生きのび、飛躍することができると思います。そういった重要な意味合いを今日部落問題に取り組むということが担うところにかたということを申し上げて話を終わりたいと思います。

**追記** 本稿は、一九八八年六月一日、広島県福山市で開催された第一四回部落解放西日本夏期講座で講演した内容

の報告書に若干の加筆修正を加えたものである。反差別国際運動(IMADR)に対する期待と関心が高まっているので、本特集にも掲載して頂くこととした。読者の皆様の、この運動に対するご支援をお願いしたい。

なお、反差別国際運動(IMADR)の連絡先は、

東京都港区六本木三―五―一 松本治一郎記念会館内

電話〇三―五八六―七四四七